

遺跡の森総合公園等省エネ化推進事業

企画提案書募集要項

平成30年10月

1. 業務趣旨

本町では、公共施設の設備老朽化に伴う照明設備・空調設備等の改修が喫緊の課題となっている。本事業は、設備更改による高効率化を実現すると同時に、運用・調達の総合的な改善によりエネルギー消費の抑制・温室効果ガス排出量の削減を目指すものとする。改修に伴う照明設備、空調設備等の調達は、国庫補助事業の活用を目指すと同時に、リース方式を前提として改修事業等に係る費用の負担軽減・平準化を目指す。

上記を踏まえ、今年度は事前調査業務を実施し、改修方針の策定・事業費の算出・事業後の維持管理や省エネ運用改善等について、事業全体の方針・計画を策定する。来年度以降には、事前調査業務の結果を踏まえ、リース調達による設備改修、当該設備の維持管理、設備運用結果に基づく改善検討や低炭素型エネルギーの調達など、更なる対策を総合的に実施する。

本事業の実施に当たり、民間事業者の優れた技術を活用する為、公募型プロポーザルによる事業者の提案を公募することとし、最も優れた提案者（以下「優先交渉権者」という。）を選定するものとする。また、事前調査業務の結果に具体的な裏付けを持たせ、事業の確実な完遂を担保するため、事前調査業務を公募する際は、調査会社に加えてリース役割・工事役割・維持管理役割等、事業完遂が可能な体制による応募を求めることとする。

2. 業務名称

遺跡の森総合公園等省エネ化推進事業

3. 場 所

美里町大字木部574番地ほか

4. 改修対象施設

(1)遺跡の森総合公園内施設

遺跡の森館・コミュニティセンター・中央公民館・森の図書館・保健センター・町民体育館・町民武道館・遺跡の森総合グラウンド・遺跡の森テニスコート・街路灯等その他施設

(2)遺跡の森総合公園外施設

体育広場（東児玉小学校東側）・大沢小学校校庭・大沢小学校体育館

5. 業務の範囲

省エネ化推進事業とは、「6.事前調査業務」及び「7.今後の予定業務（設備機器リース業務・省エネコンサルティング業務）」を合わせたものとする。

6. 事前調査業務

事前調査業務の概要は次の業務とし、詳細は業務仕様書によるものとする。

(1)調査対象施設・設備の現状調査、資料収集及びエネルギー使用実績の整理

(2)現状調査に基づく改修事業の計画策定及びリース事業仕様書案の策定

- ①空調・照明等エネルギー使用設備の改修（事業実施対象施設の選定を含む。）
- ②省エネ・低炭素化に資する躯体の改修（事業実施対象施設の選定を含む。）
- ③バリアフリー化に関する改修（事業実施対象施設の選定を含む。）

④維持管理計画及び所有権移転関連計画

(3)省エネコンサルティング計画の策定及び業務仕様書案の策定

(4)本事業に適用可能な補助事業の選定及び申請支援

7. 今後の予定業務

来年度以降、本町は事前調査業務の結果に基づき、次の業務の事業化を予定している。ただし、本町の予算が成立した場合に限り契約を締結するものとし、予算が成立しなかった場合は事業化しない「停止条件付公募」とする。

詳細な契約範囲・内容については、今年度を実施する事前調査業務の結果を踏まえ、本プロポーザルで選定される優先交渉権者と協議のうえ定めるものとする。

(1) 設備機器リース業務

- ①調査業務結果に基づく事業化施設・設備の設計・施工
- ②工事施工に関する諸手続き
- ③契約期間内における本設備を用いたサービス提供業務（リース調達）
- ④契約期間内における本設備の維持管理業務（故障時の対応を含む。）
- ⑤契約期間終了後における本設備の所有権移転に関する業務

(2) 省エネコンサルティング業務

- ①対象施設のエネルギー使用量等のデータ収集及び効果計測・分析
- ②省エネルギー対策の実施に向けた課題抽出と対策立案
- ③事業対象施設に対する低炭素型エネルギーの供給（供給切替え手続き支援を含む。）
- ④補助事業執行団体に対する効果報告

8. 入札方式

一般公募型プロポーザル方式の結果による随意契約

9. 提案上限額

4,940,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※上記金額は、「6. 事前調査業務」の上限金額とする。

※「7. 今後の予定業務」については、事前調査業務による事業対象施設・設備が選定され、事業費が確定したのち、速やかに優先交渉権者が本町と協議するものとする。なお、事業費については、優先交渉権者の構成員であるリース役割事業者が、工事金額に関し複数の施工会社の相見積を取得することで、価格の妥当性を確認することとする。

10. 履行期限

平成31年2月28日（木）まで

※上記期限は、「6. 事前調査業務」の履行期限とする。

11. 提案者の要件

次に掲げる全ての事項を満たす者とする。

(1)提案者は、提案募集の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

(2) 提案者は、参加表明時に、次の①～⑥の役割を担う構成員を明らかにすること。

提案者は、複数の企業で構成される共同体で参加することができる。共同体で参加表明を行う場合は、それぞれの企業が担う役割を明らかにすること。

①事前調査役割：本事前調査を行う者

②リース役割：本事業に必要な資金調達・リース契約を行う者

③設計役割：本事業に必要な設計を行う者

④工事役割：本事業に必要な工事を行う者

⑤維持管理役割：導入した設備の維持管理を行う者

⑥省エネコンサル役割：省エネコンサル、効果計測、補助金報告及び電力供給をする者

(3)上記の役割を担う構成員は、次の要件を満足するものとする。

担当役割	資格要件
①事前調査役割	・地方自治体の省 CO2 化に関する調査・計画業務の実績を有する者 ・施設建築物に係る省 CO2 化に関する補助事業（二酸化炭素排出抑制対策事業又は既存建築物省エネ化推進事業補助金等）の実績を有する者 ・一級建築士又は建築設備士又はエネルギー管理士等の有資格者を配置できる者
②リース役割	・地方自治体とのリース契約実績を有する者
③設計役割	・地方自治体の省 CO2 化に関する設計業務の実績を有する者 ・施設建築物に係る省 CO2 化に関する補助事業（①に同じ）の実績を有する者 ・一級建築士又は建築設備士等の必要な有資格者を配置できる者
④工事役割	・地方自治体の省 CO2 化に関する建設工事の実績を有する者 ・施設建築物に係る省 CO2 化に関する補助事業（①に同じ）の実績を有する者 ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建設業許可等の必要な資格を有している者 ・工事期間中、必要な工事監理者を配置できる者
⑤維持管理役割	・地方自治体の施設建築物の維持管理業務の実績を有する者 ・埼玉県内又は群馬県内に事務所を有し、緊急時に対応できる者
⑥省エネコンサル役割	・地方自治体の省エネコンサルティングに関する業務の実績を有する者 ・電力供給の実績を有し、平成 28 年度調整後 CO2 排出係数が 0.0004t-CO2/kWh 未満の電力を供給できる者

12. 提案者の資格の制限

本募集要項の配布の日（公表の日）から企画提案書の提出日までの期間に、次に掲げるいずれかの事項に該当する者は、提案者となることができない。

- (1) 国又は埼玉県からの指名停止の措置を受けている期間中の者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び美里町暴力団排除条例（平成24年美里町条例第11号）に定められている暴力団又は暴力団関係者である者

13. 提案に関する留意事項

- (1) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案者の構成員は、1つの提案しか行うことができない。また、提案者の構成員は、他の提案者の構成員となることができない。
- (3) 提案者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本町と協議し、本町がこれを認めた場合はこの限りでない。
- (4) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属するものとし、原則として企画提案書及び関連資料は返却しない。
なお、交渉結果による契約が締結された時点で、当該契約者の企画提案書の著作権は本町に帰属する。
- (5) 原則として、提出された書類の変更は行わない。
- (6) 企画提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、提案者が負うものとする。
- (7) 本町が提供する資料がある場合は、企画提案に係る検討以外の目的で使用してはならない。
また、提案者は、企画提案に当たり知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

14. 選定スケジュール

内容	期限等	方法
公告・募集要項の配布	平成30年10月15日（月）	美里町ホームページ・事務局
事前説明会	平成30年10月24日（水）	美里町コミュニティセンター
参加表明書の提出	平成30年10月29日（月） <input checked="" type="checkbox"/>	事務局に持参又は郵送
質問受付期間	平成30年10月24日（水）～ 平成30年10月31日（水） <input checked="" type="checkbox"/>	電子メール又はFAX
質問に対する回答日	平成30年11月2日（金）	電子メール
企画提案書の提出	平成30年11月8日（木） <input checked="" type="checkbox"/>	事務局に持参又は郵送
書類審査結果の通知	平成30年11月12日（月）	電子メール
<u>プレゼンテーション審査</u>	平成30年11月15日（木）	美里町役場
” 結果の通知	平成30年11月22日（木）	電子メール及び郵送
契約の締結	平成30年 月	

15.募集要項の公告及び配布

本募集要項は、本町のホームページに掲載するほか、「21. 事務局」の窓口においても配布する。

16.事前説明会の開催

- (1) 日 時 平成30年10月24日（水） 午後1時30分から
- (2) 場 所 美里町コミュニティセンター（美里町遺跡の森総合公園内）
- (3) 住 所 〒367-0113 埼玉県児玉郡美里町大字甘粕343番地
- (4) 現 地 確 認 説明会終了後 午後3時から

17.参加表明書の提出

本業務に対し提案を希望する者は、企画提案書を提出する前に、参加表明書を提出すること。なお、参加表明書の提出がなかった者の企画提案は一切認めない。

- (1) 提出書類 参加表明書（様式1） ※必ず代表者印を押印すること。
- (2) 提出期間 平成30年10月29日（月） 午後3時までに必着
- (3) 提出先 「21.事務局」宛てに持参又は郵送

18.募集要項に関する質問

(1) 質問方法

質問は、質問書（様式2）を使用し、事務局宛てに電子メール又はFAXで提出すること。また、質問書を提出した場合は、必ず電話での到達確認を「21.事務局」に行うこと。なお、質問は電話及び口頭では一切受け付けない。

- (2) 受付期間 平成30年10月24日（水）から平成30年10月31日（水）まで
- (3) 提出先 「21.事務局」宛て電子メール又はFAX
- (4) 質問回答日 平成30年11月2日（金）

19.企画提案書の提出

参加表明書を提出した提案予定者は、次の書類を「21.事務局」宛てに提出すること。

(1) 提出書類及び必要部数

書類	規格等	部数
参加表明書	様式1	1部
質問書	様式2	1部
会社概要書	様式3	10部
関連業務実績調書	様式4	10部
担当者経歴表	様式5各 担当役割の担当者	10部
実施体制表	任意書式・A3又はA4・1枚	10部
業務工程表	任意書式・A3又はA4・2枚	10部
企画提案書	任意書式・A4・10ページ（表紙は除く。）以内	10部
見積書及び積算内訳	任意書式（代表者印を押印すること。）	10部

(2) 提出書類の内容

書類	内容
参加表明書 (様式 1)	本公募型プロポーザルへの参加の意思を証明する書類
質問書 (様式 2)	本公募型プロポーザルへの質問内容をまとめたもの
会社概要書 (様式 3)	提案者を構成する会社ごとに作成する。会社の設立年月、所在地、資本金額、売上高／経常利益、主な事業内容、従業員数等をまとめたもの なお、アピールすべき営業等の実績がある場合には、この概要書に記載する。
関連業務実績調書 (様式 4)	会社概要書を作成した会社別に、6つの担当役割ごとに「11. 提案者の要件(3)」で求める関連業務の実績を記載したもの 各社・役割ごとに様式 4 を 2 枚（4 業務）以内で記載すること。
担当者経歴表 (様式 5)	各担当役割の担当者について記載したもの 会社概要書を作成した会社別に作成すること。
実施体制表 (任意)	6つの担当役割、担当者名、連絡先を記載した体制表 複数社の共同体として事業を実施する場合は、各法人が担う担当役割を記載すること。一つの担当役割を複数社が担う場合には、役割分担が分かるように明記すること。
業務工程表 (任意)	実際に想定する業務の履行計画を記載したもの 「6. 事前調査業務」に関する工程表と、「7. 今後の予定業務」を想定した全体工程表を各 1 枚作成のこと。
企画提案書 (任意)	事前説明会での説明及び現地確認後、遺跡の森総合公園内施設等に係る次の業務について、実施手法及び手順についてまとめたもの 6. 事前調査業務 7. 今後の予定業務

(3) 提出期限 平成30年11月8日(木)

20. 事業者選定

- (1) 事業者の選定は、5名の委員で構成される選考委員会において実施する。なお、委員の氏名等情報はプレゼンテーション審査日以外、一切公表しない。
- (2) 別表【審査基準表】の審査項目に関する評価結果に基づき、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定する。次点の者を次選交渉権者とする。
- (3) 優先交渉権者は本町と契約内容等について協議し、本町と優先交渉権者の合意のうえ事前調査業務に関する契約を締結する。なお、優先交渉権者と合意に至らなかった場合、次選交渉権者と協議を行うことがある。

21.事務局

本企画提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口：美里町教育委員会事務局 生涯学習係

住 所：〒367-0112 埼玉県児玉郡美里町大字木部343番地
(美里町コミュニティセンター内)

電 話：0495-76-3431

F A X：0495-76-3763

E-mail：shogaku@town.saitama-misato.lg.jp

別表【審査基準表】

対象	評価項目	評価ポイント	配点	
全体	1.提案者の信頼度	提案者の会社規模・経営状況等による信頼性に問題が無く、 確実な事業完遂が期待できるか。 (様式3 会社概要書により評価)	12	30
	2.提案者の実績	事業全体に関する6つの役割について、十分な類似業務の実績があり、確実な事業完遂が期待できるか。 (様式4 関連業務実績調書により評価)	6	
	3.担当者の設置	事業全体に関する6つの役割について、十分な経験を有する担当者を、適切に配置しているか。 (様式5 担当者経歴表により評価)	6	
	4.実施体制	適正な役割分担・明確な責任体制・緊密な連携協力が可能な体制であり、確実な事業完遂が期待できるか。 (実施体制表より評価)	6	
事前 調査 業務	1.現状調査	施設・設備の現状調査、エネルギー使用実績調査について、 具体的かつ適正な調査計画が提案されているか。	8	50
	2-1.空調・照明等設備 の改修計画	空調・照明等エネルギー使用設備の改修について、具体的かつ 適正な検討計画が提案されているか。 (改修計画策定、費用対効果算定)	5	
	2-2.躯体改修計画	省エネ・低炭素化に資する躯体改修について、具体的かつ適 正な検討計画が提案されているか。 (対象選定、改修計画策定、費用対効果算定)	3	
	2-3.バリアフリー化計画	バリアフリー化計画について、具体的かつ適正な検討計画が提 案されているか。 (対象選定、改修計画策定、費用対効果算定)	3	
	2-4.維持管理計画	維持管理計画について、具体的かつ適正な検討計画が提案 されているか。 (維持管理計画策定、故障時対応、所有権移転計画)	5	
	2-5.仕様書案作成	仕様書案の策定について、具体的かつ適正な検討計画が提 案されているか。	1	
	3.省エネコンサルティング	省エネコンサルティングの計画について、具体的かつ適正な検討 計画が提案されているか。 (データ計測・分析・効果計測、低炭素型エネルギー調達)	5	
	4.補助事業の選定等	補助事業の選定及び申請支援について、具体的かつ適正な 検討計画が提案されているか。	5	
	5.業務工程	事前調査業務について、適正な業務工程が提案されている か。 (業務工程表より評価)	5	

	6.価格見積	適正かつ経済的な価格が提案されているか。	10	
今後 予定 事業	1.設備機器リース	確実な事業完遂のため、リース役割の事業者が果たす役割や配慮すべき事項、事前調査業務への協力事項等が、具体的かつ適正に記載されているか。	3	20
		確実な事業完遂のため、設計役割の事業者が果たす役割や配慮すべき事項、事前調査業務への協力事項等が、具体的かつ適正に記載されているか。	3	
		確実な事業完遂のため、工事役割の事業者が果たす役割や配慮すべき事項、事前調査業務への協力事項等が、具体的かつ適正に記載されているか。	3	
		確実な事業完遂のため、維持管理役割の事業者が果たす役割や配慮すべき事項、事前調査業務への協力事項等が、具体的かつ適正に記載されているか。	3	
	2.省エネコンサルティング	確実な事業完遂のため、省エネコンサルティング役割の事業者が果たす役割や配慮すべき事項、事前調査業務への協力事項等が、具体的かつ適正に記載されているか。	3	
3.業務工程	今後の予定事業について、適正な業務工程が提案されているか。	5		
			合計	100